

昭和二十七年十二月十五日

○第十五回 衆議院會議録第十三号

昭和二十七年十二月十五日(月曜日)
議事日程 第十二号

午後一時開議

第一 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件

第二 町村の警察維持に関する實
任転移の時期の特例に関する法
律案（栗山長次郎君外三十四名
提出）

第三 国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案(内閣提出)

●本日の会議に付した事件

日程第一 放送法第三十七条第二
項の規定に基き、国会の承認を
求めるの件

日程第二 町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案（栗山長次郎君外三十四名提出）

漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案内閣提出
漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律案内閣提出

母子福祉資金の貸付等に関する法律
案（青柳一郎君外二十五名提出）

午後二時九分開議
○議長（大野伴睦君）これより会議を開きます。

第一 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件

○議長（大野伴睦君） 日程第一、放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件を議題といたし

別冊

昭和二十七年追加収支予算

第一条 テレビジョン放送を実施するため、既定の昭和二十七年年度収支予算を左記により補正する。

区 分		収入(單位千円)	支出(單位千円)
昭和二十七年年度既定予算額		七、三九〇、六八四	七、三九〇、六八四
追加額		二九五、六四〇	二九五、六四〇
改 昭和二十七年年度予算額		七、六八六、三三四	七、六八六、三三四

第二条 予算追加額の款項の区分を別表予算書のとおり定める。

第三条 本予算中、事業収入において予定する受信料の月額は二百円とする。

第四条 本予算で指定する経費の金額は、事業計画に定めた事項以外にこれを使用することはできない。

追加収支予算書

款	項	予算額(單位千円)
収	入	二九五、六四〇

ます。委員長の報告を求めます。電氣通信委員長橋本登美三郎君。

放送法第三十七條第二項の規定に基き、国会の承認を求める件
放送法第三十七條第二項の規定に基き、別冊日本放送協會昭和二十七年
度追加収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求め
る。

昭和二十七年追加事業計画

一 計画概説

広く放送により公共の福祉に寄与し、文化の水準を高めることを目的とし、中波放送に付加しこれと一体として全国あまねく容易に受信できるようテレビジョン放送を実施するため、その第一着手として昭和二十七年度的においてまず東京にテレビジョン放送局を開設し、また、大阪及び名古屋において昭和二十八年度中にテレビジョン放送局を設置するため必要な調査等を行う。

二 建設計画

東京テレビジョン放送局の建設計画は、昭和二十八年二月に放送

予 備 金	事 業 支 出	資 本 支 出	事 業 收 入	資 本 收 入
支 弘 利 息	共 通 費	厚 生 保 健 費	舍 屋 費	管 理 費
	加 入 費	普 及 費	技 術 費	放 送 費
	給 與 費	建 設 費	受 信 料	長 期 借 入 金
一、〇〇〇	六、五四五	三、五三三	五九〇	三四
			四〇〇	九〇
			八〇〇	三、一一二
			二一、二四二	五、四七四
			三八、六四〇	二五、六〇〇
			二五、六〇〇	二五、六〇〇
			二九、五四五	六四〇
			六四〇	二九、五四五
			二九、五四五	二九、五四五

会館の既設設備により出力五キロワットをもつて放送を開始し、年度内に総額二億五、一五九万円をもつて出力一〇キロワットの増力工事を施行する。即ち、これに必要な経費は、土地に三、二〇〇万円、建物に九〇〇万円、放送装置に六、六八〇万円、空中線装置に九、六〇〇万円、電源設備に六五〇万円、演奏所附属機器その他に四、一二九万円である。大阪及び名古屋テレビジョン放送局については、設置に必要な調査その他の経費三〇〇万円である。右のほか、建設要員を一人四箇月分とし、これに必要な経費は給与その他一四一万円である。

昭和二十七年十二月十五日 衆議院會議録第十三号 放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件

三 事業運営計画

放送番組の編集については、視聴覚の一体化による新しい国民文化財としてのテレビジョン放送の効果を發揮するよう企画編成を行うものとし、青少年教育放送、報道、気象通報等）及び、教養（教育、社会、宗教、教養等）に五

道放送及び健全明朗な娯楽放送に重点を置く。
放送時間は一週二十八時間とし、放送事項及びその編成比率は、報道（ニュース、ニュース解説、気象通報等）及び、教養（教育、社会、宗教、教養等）に五

三、音楽及び演芸に四七％とする。事業運営の方針としては、中波放送と一体として事業を行うことを基本方針とするが、経理上中波放送との区分を明確にすると

もに、中波放送の施設等の利用による等、事業の合理的運営をはかるものとする。
要員は、番組編成関係八人、技術関係三八人、業務及び管理関係七人、合計一三一人とする。

四 受信契約見込数

区 分	昭和二十七年
年度初頭契約者数	〇
年度内新規契約者数	二、一〇〇
年度内廃止契約者数	〇
年度内増加契約者数	二、一〇〇

五 その他参考となるべき事項

昭和二十七年度既定収支予算に追加予算を加えた予算総額は、別表予算書のとおりである。

(単位千円)

款 項	前期繰越収支剰余金	成立予算額	追加予算額	改昭和二十七年 年度予算額
資本収入	七、三九〇、六八四	〇	二九五、六四〇	七、六八六、三二四
放 送 債 券	一、一〇〇、〇〇〇	〇	二九五、〇〇〇	一、三九五、〇〇〇
長期借入金	六、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇	六、〇〇〇、〇〇〇
売却固定資産代金	二七〇、〇〇〇	〇	二九五、〇〇〇	五六五、〇〇〇
減価償却引当金	二五〇、〇〇〇	〇	〇	二五〇、〇〇〇
放送債券償還積立金戻入	二六〇、〇〇〇	〇	〇	二六〇、〇〇〇
受 付 金 入 料	六、一八八、六四〇	〇	六四〇	六、一八九、三二〇
交付金収入	五、八七九、三九〇	〇	〇	五、八七九、三九〇
雑 収 入	三、四三三、六六二	〇	〇	三、四三三、六六二
役 務 収 入	二四六、三九一	〇	〇	二四六、三九一
支 本 支 出	七、三九〇、六八四	〇	二九五、六四〇	七、六八六、三二四
建設費	一、〇四〇、〇〇〇	〇	二九六、〇〇〇	一、三三六、〇〇〇
投資有価証券	九六六、〇〇〇	〇	二九六、〇〇〇	一二六二、〇〇〇
放送債券償還積立金繰入	〇	〇	〇	〇
諸 返 還 金	一、二七、〇〇〇	〇	〇	一、二七、〇〇〇
給 送 手 費	五、九三六、二六四	〇	二九六、六四〇	六、二三二、九〇四
放 信 費	二、一〇四、一三七	〇	五、四七四	二、一〇九、六一一
調 査 費	一、二七八、九三三	〇	〇	一、二七八、九三三
通 信 費	三七、九〇五	〇	〇	三七、九〇五
技 術 費	三七四、五三三	〇	〇	三七四、五三三
受 信 料	三六四、六六七	〇	〇	三六四、六六七

予 備 金	後期繰越収支剰余金
技 術 研 究 費	六、一三三
普 及 費	九、三三三
加 入 費	三〇四、九一九
管 理 費	二〇〇、八七二
舎 屋 費	一八五、四三〇
厚 生 費	二五〇、二九二
共 同 費	二六、九六〇
退 職 手 当 費	四〇、九二二
減 価 償 却 費	二六四、〇〇〇
未 収 受 信 料 欠 損 償 却 費	二〇〇、〇〇〇
放 送 債 券 償 還 積 立 金 償 却 費	一七、〇〇〇
放 送 債 券 償 還 積 立 金 償 却 費	一七、〇〇〇
支 払 利 息 損	一七、四三三
雑 収 入	三、〇〇〇
後期繰越収支剰余金	五、〇〇〇

一 概 要

昭和二十七年度追加資金計画
テレビジョン放送局の建設及び運営に要する昭和二十七年度中の資金を二億九、五六四万円と予定し、これが出入を各四半期ごとに見れば次のとおりである。

二 資金計画表

(単位千円)

項 目	第一・四半期	第二・四半期	第三・四半期	第四・四半期	合 計
一 前期繰越金	〇	〇	〇	〇	一、四三五
二 収 入 金	〇	〇	六、〇〇〇	二五、六四〇	三一、六四〇
長 期 借 入 料	〇	〇	〇	〇	〇
受 信 料	〇	〇	〇	〇	〇

五、九八〇	一、〇〇〇	〇	五、六五	〇
六、五四五	一、〇〇〇		四、三五	一、四三五

昭和二十七年十二月十五日 衆議院會議録第十三号 町村の警察維持に関する責任転移の特例に関する法律案

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔橋本登美三郎君登壇〕

○橋本登美三郎君 たいい議題となりました放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件に關し、電氣通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本議案は、放送法第三十七条の規定によつて、日本放送協会から、昭和二十七年追加予算等として、郵政大臣、内閣を経て国会に提出し、その承認を求められたものであります。

次に、議案につきその大綱を御説明申し上げます。元来、日本放送協会は、放送法第七条及び第八条の規定によりまして、公共の福祉のためにあまねく日本全国に放送を行う義務を課せられておるのであります。しかし、現行放送法はテレビジョン放送をも規律の対象に包容して立法されたのであります。が、わが国におきましては、戦争による停頓、技術力、経済力の遅れ等からして、テレビジョンはいまだ実施の運びに至つておらないのであります。しかしながら、同協会において、つとにテレビジョン放送の実施を目ざして実験、研究その他各般の準備を進めておりました結果、最近に至り

本格的テレビ放送の実施が可能な状態に立ち至つたのであります。よつて、同協会におきましては、将来あまねく日本全国においてテレビジョンの受信ができますようになつておるのを究極の目的といたしまして、さしあたりその第一着手として、昭和二十八年二月から東京において五キロワットのテレビジョン放送業務を開始し、かつこれを十キロワットに増力する工事を本年度内に実施し、また大阪及び名古屋において昭和二十八年年度中にテレビジョン放送局を設置するため、必要な調査を本年度内に実施する計画を立て、一面において、政府に対し電波法に基づくテレビジョン無線局の免許を申請するとともに、他方、本議案の内容をなす収支予算、事業計画及び資金計画を作成、提出いたしましたのであります。

以上、事業計画を中心として御説明いたしましたのであります。本計画に伴う協会の収支予算の概要を申し上げます。収入、支出の二億九千五百六十四万円を計上いたしておるものであります。収入につきましては、受信料として月額二百円を徴収するものと、年度内の収入六十四万円を見込み、ほかに二億九千五百六十四万円の借入金とを計上しております。支出にいたしましては、二億五千六百万円を建設費に充て、三千八百六十四万円を番組費、技術費、給与等に充て、かつ予備金として百万円を計上しております。

付言いたしますが、日本放送協会が受信契約者から徴収する受信料は、放送法第三十七条第四項の規定により、国会が収支予算を承認することによつてこれを定めることになつておるのであります。すなわち本追加収支予算の承認は同時にテレビジョン受信料の額を決定することに相なる次第であります。

たのであります。討論に際し、自由党を代表して羽田武副郎君は、外貨、賠償、国民負担等の諸問題の関連を考慮し、テレビジョン放送の一本化に関する政府及び経営当局者の注意を喚起し、改進黨を代表して有田喜一君は、現行法体系堅持のもとに公共テレビジョン放送を運営し、かつその経理を合理化することを希望し、日本社会党を代表して松井政吉君は、テレビジョン放送の全国普及の促進と公共性發揮の重要性にかんがみ、受信料の軽減をはかり、独立採算を可能ならしめるため、政府の命令による国際放送等の経費はこれを全額国庫負担とすることを希望し、また日本社会党を代表して山田長司君は、受信機の価格、外貨問題等に関する政府当局の著処を要望して、それ〴〵本議案の承認に賛成の意見を述べられたのであります。

次いで採決の結果、全会一致をもつて本議案はこれに承認を与へべきものと議決した次第であります。

以上をもつて御報告いたします。

(拍手)

○議長(大野伴睦君) 採決いたしました。本件は委員長報告の通り承認するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(大野伴睦君) 御異議なしと認めます。よつて本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

第二 町村の警察維持に関する責任転移の特例に関する法律案(栗山長次郎君外三十四名提出)

○議長(大野伴睦君) 日程第二、町村の警察維持に関する責任転移の特例に関する法律案を議題といたします。委員長報告を求めます。地方行政委員長青柳一郎君。

町村の警察維持に関する責任転移の特例に関する法律案

町村の警察維持に関する責任転移の特例の特例に関する法律案

昭和二十七年五月二十一日から昭和二十七年十二月二十日まで警察法(昭和二十二年法律第九十六号)第四十条の三第六項の規定により警察を維持しないことに決定した旨の報告のあつた町村のうち、当該町村長がその議会の同意を得て、警察維持に関する責任の転移の時期を繰り上げた旨を昭和二十七年十二月二十日までには国家公安委員会を経て内閣総理大臣に申請し、同年十二月三十一日までにはその承認を得たものについては、その警察維持に関する責任の転移は、同条第八項の規定にかかわらず、昭和二十八年一月一日に行われるものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律 (昭和二十七年法律第四十三号) は、廃止する。

町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案 (栗山長次郎君外三十四名提出) に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔青柳一郎君登壇〕

○青柳一郎君 たいま議題となりました町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案につき、地方行政委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず本案提出の理由及び内容の概略を申し上げます。

御承知の通り、昨年の警察法の一部改正に伴いまして、警察を維持する町村は住民投票によつて警察を維持しないことができることになったのであります。しこうして、警察法第四十条の三第八項の規定によりまして、十月三十一日まで、警察を維持しないこととに決定した旨の報告が内閣総理大臣に対してなされたときは、翌年四月一日に警察維持の責任の転移が行われることになるのであります。しかるところ、本年十月三十一日までに、警察を維持しないことと決定し、その報告のありました町村は、全国で五十七に達

し、その後も住民投票を行うことの決議または直接請求のありました町村も出て来ております。これらの町村のうち、多数のものから、国会あてに請願または陳情がなされ、警察を維持しないことに決した以上は、四月一日まで待つことなく、繰上げて早期に責任の転移をはかり得るよう要望して来ておるのであります。そこで、これらの町村が希望する場合においては責任の転移の時期を繰上げることのできる道を設けようとするのが、本案提出の理由であります。

本法の内容は、第十三回国会において成立したこの法案と同じ題名の法律とはほぼ同様のものであります。昭和二十七年五月二十一日から十二月二十日までの間に、警察法第四十条の三第六項の規定により、住民投票の結果、警察を維持しないことに決定し、その旨内閣総理大臣に報告のあつた町村の中で、当該町村長がその議会の同意を得て、警察維持に関する責任の転移の時期を繰上げたい旨を本年十二月二十日までに国家公安委員会を経て内閣総理大臣に申請し、十二月三十一日までにその承認を得たものについては、昭和二十八年一月一日に警察維持に関する責任の転移が行われることとしたのであります。

で、本委員会におきましては、翌十日、提案者を代表して鈴木直人君より提案理由の説明を聞き、同十一日及び十二日の本委員会において、大蔵法務大臣及び政府当局に対し、本案に関連して警察法改正問題に対する政府の基本的態度をたじたほか、提案者と委員との間においても、本案立案の動機及び本案制定並びに実施に伴う諸般の事情について熱心なる質疑応答があり、慎重審議いたしました。討論におきましては、雪澤委員は自由党を、床次委員は改進黨をそれぞれ代表して賛成の意を表せられ、また平岡委員は日本社会党を、横路委員は日本社会党をそれぞれ代表して反対の意見を述べられたのであります。次いで採決の結果、賛成多数をもつて本案は可決すべきものと議決せられた次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大野伴睦君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大野伴睦君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○久野忠治君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(大野伴睦君) 久野君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大野伴睦君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案、漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題いたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事淺香忠雄君。

漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律(昭和二十七年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

本則中「八千万円」を「一億八千八百一十二万六千円」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律案

漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律

漁船再保険特別会計法(昭和二十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

附則に次の五項を加える。

漁船乗組員給与保険法(以下給与保険法と謂ふ)ニ依ル漁船乗組員給与保険ニ係ル再保険事業ノ経理ハ当分ノ間第一条ノ規定ニ拘ラズ

昭和二十七年十二月十五日 衆議院會議録第十三号 母子福祉資金の貸付等に関する法律案

之ヲ本会計ニ於テ行フモノトシ其ノ歳入ヲ以テ其ノ歳出ニ充ツ
本会計ニ前項ノ再保険事業ノ經理ヲ明確ニスル為第二條ニ規定スル各勘定ノ外給与保険勘定ヲ設ク

給与保険勘定ニ於テハ漁船乗組員給与保険ニ係ル再保険事業經營上ノ再保険料、積立金ヨリ生ズル収入、借入金、給与保険法第二十九條ノ規定ニ依ル納付金及附屬雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業經營上ノ再保険金、再保険料ノ還付金、借入金ノ償還金及其ノ利子、一時借入金ノ利子其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歳出トス
業務勘定ニ於テハ第三條ノ三ノ規定ニ依ルモノノ外給与保険法第三十五條ニ於テ准用スル法第四十三條ノ規定ニ依ル一般會計ヨリノ繰入金及漁船乗組員給与保険ニ係ル再保険事業ノ業務ノ執行ニ要スル經費ヲ以テ夫々其ノ歳入及歳出トス
第三條ノ四第一項及第二項、第四條乃至第七條並ニ第九條ノ規定ハ給与保険勘定ニ付テ之ヲ准用ス

附則

この法律は、漁船乗組員給与保険法(昭和二十七年法律第二百一十二号)施行の日から施行する。

漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

・[最終号の附録に掲載]

〔渡香忠雄君登壇〕

○渡香忠雄君 たいだいま議題となりまして二法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず漁船再保険特別会計における漁船再保険事業について生じた損失を補てんするための一般會計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。この法律案は、旧漁船保険法の規定により、拿捕、抑留等の事故を保険の目的として特約した特殊保険につきましては、昭和二十六年年度に保険事故が異常に発生いたしましたため、漁船再保険特別会計における再保険金の支払いが著しく増加し、多大の損失を生ずることとなりましたので、今回当初予算における一般會計から同特別会計への繰入金八千万円に対し、さらに一億八百一十一万六千円の追加繰入れを行いまして、その損失を補填することとしたそうとするものであります。

次に、漁船再保険特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。この法律案は、第十三国会において成立した漁船乗組員給与保険法が施行されることとなるのに伴いまして、漁船乗組員給与保険にかかる政府の再保険事業の經理を、その保険事故の性質が漁船損害補償法の規定による特殊保険事故と相互に関連性を持つております関係上、当分の間、特殊保険にか

かる政府の再保険事業に関する經理を取扱つてゐる漁船再保険特別会計をして取扱はせることができることとしたしまして、同特別会計に、従来の普通保険、特殊保険及び業務の各勘定のほか、新たに給与保険勘定を設ける等、所要の改正を行おうとするものであります。

以上が両法案の提案の趣旨及び内容の概要であります。両法案につきましては、本委員会に付託せられまして以来、慎重審議を重ねました結果、本十五日、質疑を打ち切り、討論を省略して、ただちに一括採決いたしましたところ、両法案はいづれも全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決しました。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大野伴睦君) 両案を一括して採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(大野伴睦君) 御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告の通り可決いたしました。

母子福祉資金の貸付等に関する法律案(青柳一郎君外二十五名提出)

○久野忠治君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、青柳一郎君外二十五名提出、母子福祉資金の貸付等に関する法律案を議題とな

し、この際委員長長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(大野伴睦君) 久野君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(大野伴睦君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられま

し、母子福祉資金の貸付等に関する法律案を議題といたします。委員長長の報告を求めます。厚生委員長平野三郎君。

母子福祉資金の貸付等に関する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、配偶者のない女子であつて現に児童を扶養している者に対し、資金の貸付を行うこと等により、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「配偶者のない女子」とは、配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)と死別した女子であつて、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)をしていない者及びこれ

に準ずる左の各号の一に掲げる女子をいう。

一 離婚した女子であつて現に婚姻をしていない者

二 配偶者の生死が明らかでない女子

三 配偶者から遺棄されている女子

四 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない女子

五 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたつて労働能力を失つてゐる女子

六 前各号に掲げる者に準ずる女子であつて政令で定める者

2 この法律において「児童」とは、二十歳に満たない者をいう。

(借主及び貸付の種類)

第三条 都道府県は、配偶者のない女子であつて、民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七條の規定により現に児童を扶養している者(以下「配偶者のない女子」という。)に対し、左の各号に掲げる資金を貸し付けることができる。

一 事業を開始するのに必要な資金(以下「生業資金」という。)

二 就職に際し必要な資金(以下「支度資金」という。)

三 事業を開始し、又は就職する

ために必要な知識、技能を習得するのに必要な資金(以下「技能習得資金」という。)

四 技能習得資金の貸付を受けて前号に規定する知識、技能を習得している期間中の生活を維持するのに必要な資金(以下「生活資金」という。)

五 事業を継続するのに必要な資金(以下「事業継続資金」という。)

六 その扶養している児童に学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する高等学校若しくは大学に就学させ、又は医師法(昭和二十三年法律第二十一号)第十一条に規定する実地修練(以下「実地修練」という。)を受けさせるのに必要な資金(以下「修学資金」という。)

七 その扶養している児童が事業を開始し、又は就職するために必要な知識、技能を当該児童に習得させるのに必要な資金(以下「修業資金」という。)

2 前項の場合において、修学資金又は修業資金の貸付については、その貸付により就学し、若しくは実地修練を受け、又は知識、技能を習得する者が連帯債務を負担する借主として加わらなければならない。

3 前二項の規定による修学資金の

貸付は、その貸付により高等学校又は大学に就学している児童が二十歳に達した後でも、その者が当該学校を卒業するまで継続して行うことができる。その者が引き続き、大学に就学した場合又はその者が若しくは当該引き続き大学に就学した者が卒業後直ちに実地修練を受ける場合においても、当該大学を卒業し、又は当該実地修練を終了するまで、また同様とする。

4 前三項の規定による修学資金又は修業資金の貸付期間中にその貸付を受けている第一項に規定する者が死亡した場合においては、修学資金の貸付により就学している者が当該学校を卒業し、若しくは当該実地修練(大学に就学し医学を履修している者が、当該大学を卒業後直ちに実地修練を受ける場合においては、当該実地修練を含む。)を終了するまで又は修業資金の貸付により知識、技能を修得している児童が当該習得を終了するまで、その者に対して修学資金又は修業資金の貸付を継続して行うことができる。但し、修業資金については、その者が二十歳に達した後は、この限りでない。

(貸付金額の限度)
第四条 前条の規定により貸し付けらるる資金(以下「貸付金」という。)の額は、左の各号に掲げる通りとする。

一 生業資金の貸付は、五万円以内

二 支度資金の貸付は、一万五千円以内

三 技能習得資金の貸付は、知識、技能を習得する期間中二年をこえない範囲内において月額千五百円以内

四 生活資金の貸付は、技能習得資金の貸付を受けて知識、技能を習得している期間中本人につき月額千円以内及びその扶養している児童一人につき月額五百円以内

五 事業継続資金の貸付は、一回につき三万円以内

六 修学資金の貸付は、高等学校に就学する者に係るときは、就学期間中月額五百円以内、大学に就学し、又は実地修練を受けている者に係るときは、就学期間中又は実地修練の期間中月額二千円以内

七 修業資金の貸付は、児童が知識、技能を習得する期間中二年をこえない範囲内において月額千五百円以内

(貸付方法及び利率)
第五条 貸付金の償還期限は、生産資金については据置期間経過後四年以内、支度資金及び修業資金については据置期間経過後五年以内、

技能習得資金及び生活資金については据置期間経過後十年以内、事業継続資金については二年以内、修学資金については据置期間経過後二十年以内とし、償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還の方法によるものとする。但し、貸付金の貸付を受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

2 貸付金の利率は、年三分とする。但し、据置期間中は、無利子とする。

3 第一項の据置期間は、生業資金及び支度資金については貸付の日から一年間、技能習得資金、生活資金及び修業資金については知識、技能を習得する期間が満了した後六箇月を経過するまで、修学資金については当該修学資金の貸付により就学した者が当該学校を卒業した後(その者が引き続き修学資金の貸付により大学に就学した場合又はその者若しくは当該引き続き大学に就学した者が卒業後直ちに修学資金の貸付により実地修練を受ける場合においては、最終の大学を卒業し、又は実地修練を終了した後)六箇月を経過するまでとする。

(保証人)
第六条 貸付金の貸付を受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、貸付金の貸付を受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第九条の規定による違約金を包含するものとする。

(貸付の決定)

第七条 都道府県は、貸付金の貸付の申請があつたときは、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第八条に規定する都道府県児童福祉審議会(以下「都道府県児童福祉審議会」という。)の意見を聞いて、貸し付けるかどうかを決定しなければならない。

(一時償還)

第八条 都道府県は、貸付金の貸付を受けた者が左の各号の一に該当する場合には、第五条の規定にかかわらず、当該貸付を受けた者に対し、いつでも貸付金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

一 貸付金を貸付の目的以外の目的に使用したとき。

二 虚偽の申請その他不正な手段により貸付を受けたとき。

三 償還金の支払を怠つたとき。

(違約金)

第九条 都道府県は、貸付金の貸付を受けた者が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかつたときは、延滞元利金額百円につき一日四銭

の割合をもつて、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。但し、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない事由があると認められるときは、この限りでない。

(貸付の停止)

第十条 都道府県は、左に掲げる場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聞いて、将来に向つて貸付金の貸付をやめることができる。

一 貸付金の貸付を受けた者が第八条第一号又は第二号に該当する場合

二 貸付の目的を達成する見込がないと認められる場合

(委任事項)

第十一条 第三条から前条までに定めるものの外、貸付金の貸付の手續、貸付金の償還その他貸付金に關し必要な事項は、政令で定める。

(特別会計)

第十二条 都道府県は、この法律による貸付金の貸付を行うについては、特別会計を設けなければならない。

2 前項の特別会計においては、一般会計からの繰入金及び第十三条第一項の規定による国からの借入金並びに貸付金の償還金(利子及び第九条の規定による違約金を含む。以下同じ。)及び附属雑収入を

もつてその歳入とし、貸付金をもつてその歳出とする。

(国の貸付)

第十三条 国は、貸付金の財源として、都道府県が特別会計に繰り入れる金額と同額の金額を、無利子で、都道府県に貸し付けるものとする。

2 都道府県は、この法律による貸付金の貸付業務を廃止したときは、その際における未貸付額及びその後において支払を受けた貸付金の償還金の額の二分の一に相当する金額を、政令の定めるところにより国に償還しなければならない。

3 第一項の規定による貸付の手續に關し必要な事項は、厚生省令で定める。

(貸付業務の報告)

第十四条 都道府県知事は、この法律による貸付金の貸付業務の状況に關し、厚生省令の定めるところにより、厚生大臣に報告しなければならない。

(母子相談員)

第十五条 都道府県に母子相談員を置く。

2 母子相談員は、配偶者のない女子であつて現に児童を扶養している者に対し、身上相談に應じ、その自立に必要な指導を行う等これらの者の福祉の増進に努める。

3 母子相談員は、社会的信望があり、且つ、前項に規定する母子相談員の職務を行うのに必要な熱意を持つてゐる者の中から、都道府県知事が任命する。

4 母子相談員は、非常勤とし、その職務を行うのに必要な費用の弁償を受ける。

5 この法律により母子相談員に要する費用は、都道府県が支弁し、国は、政令の定めるところにより、その二分の一を負担する。

(売店等の設置の許可)

第十六条 国又は地方公共団体の設置した事務所その他の公共的施設の管理者は、配偶者のない女子であつて現に児童を扶養している者からの申請があつたときは、その公共的施設内において、新聞、雑誌、たばこ、事務用品、食料品その他の物品を販売し、又は理容業、美容業等の業務を行うために、売店又は理容所、美容所等の施設を設置することを許すように努めなければならない。

2 前項の規定により売店その他の施設を設置することを許された者は、病氣その他正当な理由がある場合の外は、みずからその業務に従事しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項に規定する売店その他の施設の設置及びその運営を円滑にするため、当該

都道府県の区域内の公共的施設内の管理者と協議を行い、且つ、公共的施設における売店等の設置の可能な場所、販売物品の種類等を調査し、その結果を配偶者のない女子であつて現に児童を扶養している者に知らせる措置を講じなければならない。

(専売品販売の許可)

第十七条 日本専売公社は、配偶者のない女子であつて現に児童を扶養している者がたばこ専売法(昭和二十四年法律第百十一号)の規定による製造たばこの小売人の指定を申請したときは、同法第三十一条第一項各号の一に該当する場合を除き、その者を製造たばこの小売人に指定するように努めなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定により小売人に指定された者について準用する。

附 則

1 この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第六中「肥料検査員」

を「母子相談員」に改める。

3 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十条中第七号の次に次の一号を加える。

七の二 母子相談員に要する経費

母子福祉資金の貸付等に関する法律案(青柳一郎君外二十五名提出)に關する報告書

(最終号の附録に掲載)

〔平野三郎君登壇〕

○平野三郎君 ただいま議題となりました母子福祉資金の貸付等に関する法律案につきまして、厚生委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のように、配偶者のない女子、なかんずく子供をかかえた母親が独力で生活して参りますには、経済的にも精神的にも幾多の困難が伴いがあることは申すまでもないのでございます。これらの母子世帯にあたたい保護の手を差延べることは、その母親の自立の上からも、またその家庭に育てられてゐる児童の福祉の上からも、緊急な問題でございます。国や地方公共団体は、その責任上一日もゆるがせにすることのできない事項であると存するのであります。

しかるに、これらの母子世帯に対する従来の施策といたしましては、戦前は、母子保護法によつて、十三才未満

の子を有する母子世帯に対する生活費の支給等の保護がなされて来たのでありますが、昭和二十二年生活保護法の制定に伴い、母子保護法も同法に引継がれて、国民平等の原則のもとに、母子に対する福祉の諸施策もまた主としてこの生活保護法の見地に基いて行われることとなり、その及ばざる部分は、児童福祉法による母子寮、保育所等の活用、軍人軍属の遺家族である母子に対する戦傷病者戦没者遺族等援護法による措置、その他税制上の配慮等々によつて、わずかに糊塗されておる実情なのであります。第二次大戦に直接間接に起因して激増した母子世帯は、戦後の特異な社会経済事情に影響されて、一般的にその生活はますます困難をきわめておるのでありますが、せつかく独立歩歩の生活意欲に燃えながら、事業の開始、児童の就学等について資金融通の道がないため、生活内容の改善向上をはかるに由なく、やがては生活保護の該当者に転落の一手前と申すような不安な境遇にさらされておる母子世帯がすくぶる多い実情でございます。これらの母子世帯に対し、国と地方公共団体との責任において、生業資金、修学資金その他必要な資金を、きわめて低利に、その実情に即して貸し付けること等の施策によつて、母子世帯の経済的自立の助成と生活意欲の助長をはかり、母子福祉の

増進を期そうとするのが、本法律案提出の理由でございます。

次に、この法律案の概要につきまして、御説明申し上げます。

第一に対象の点であります。この法律による援護を受ける対象は、配偶者と死別した女子で、現に婚姻をしていない者、及びこれに準ずる事情にある女子であつて、しかも現に二十歳未満の児童を扶養している者であります。

第二に資金貸付制度の内容でございますが、生業資金、支度資金、技能習得資金、生活資金、事業継続資金、修学資金、修業資金の七種類を、それぞれ一定の限度をもつて貸し付けようとするものであります。これらの貸付金は、それ／＼一定のすえ置き期間中は無利子とし、その後は年三分の利息を付し、所定の期間内に貸付金の償還をさせることにいたしておるのであります。

第三に、貸付業務の実施は、都道府県がこれに当り、貸付金の貸付を行うについては特別会計を設けることといたしておるのであります。これら貸付金に対する財源措置としては、国は都道府県がこの特別会計に繰入れる金額と同額の金額を無利子で都道府県に貸し付けることといたしたのであります。

第四に、都道府県に母子相談員を置くことであります。貸付金制度の利用、その他母子世帯に派生するものも

ろの問題について身上相談に応じ、その精神的支柱となつて、その自立に必要な指導等に当らせることといたそうとするものであります。国はこの母子相談員に要する経費の二分の一を負担することにいたしております。

第五に、母子世帯の職場開拓を促進いたすこととし、国、地方公共団体の設けた公共的施設の管理者に対しては、母子世帯からの申請があつた場合、その更生の場として、物品販売のための売店または理容所、美容所等の提出に努力させるようにいたしておるのであります。また日本専売公社に対しては、これらの母子世帯を製造タバコの小売人に指定するについて特に努力するように規定を設けておる次第であります。

本法律案は、第十三国会において、本委員会に特に母子福祉対策に関する小委員会を設置し、きわめて熱心なる検討審議の末、母子福祉資金貸付法の成立を得たのであります。本国会に入り、再び母子福祉対策に関する小委員会を設置し、前回の法案を原案として、連日慎重なる討議が行われたのであります。なお、参議院厚生委員会におきましても、ほぼ同様の内容の案について研究が行われておつたのであります。両院間に数次懇談会が開かれ、広く意見の交換を行つておるのであります。かくして、本法律案は、青柳一郎委

員外各政党の共同提案をもつて、本日、本委員会に付託せられ、自由党野澤委員より提案理由の説明を聴取した後審議に入り、討論では、高橋委員は改進黨を、提案委員は日本社会党を、長谷川委員は日本社会党をそれぞれ代表して賛成せられ、採決に入りましたところ、本法律案は全会一致をもつて可決すべきものと決した次第でございます。なお、詳細は会議録によつて御承知をお願いいたします。

以上をもつて御報告いたします。

(拍手)

○議長(大野伴睦君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(大野伴睦君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○久野忠治君 この際暫時休憩されんことを望みます。

○議長(大野伴睦君) 久野君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(大野伴睦君) 御異議なしと認めます。よつてこの際暫時休憩いたします。

午後二時三十六分休憩

〔休憩の後には会議を開くに至らなかった〕

出席國務大臣

大蔵大臣 向井 忠晴君

厚生大臣 山縣 勝見君

郵政大臣 高瀬莊太郎君

出席政府委員

国家地方警 谷口 寛君

察本部次長 鈴木 善幸君

自治政務次官 鈴木 善幸君

厚生省児童局長 高田 正巳君

朗読を省略した報告

一、去る十一日本院は衆議院議員足鹿覺君、同植木庚子郎君、同川俣清君、同綱島正興君、同寺島隆太郎君、同三浦一雄君及び参議院議員片柳眞吉君が米価審議会委員に就くことができると議決した。

よつて国会は右の通り議決した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

一、去る十一日本院は地方財政審議会委員に松隈秀雄君を任命することに同意した旨参議院に通知した。

一、吉田内閣総理大臣から大野議長宛、去る十日議長において承認した平井富三郎を去る十一日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る十二日佐藤参議院議長から大野議長宛、参議院は地方財政審議会委員に松隈秀雄君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。

よつて両議院は右の通り同意した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

昭和二十七年十二月十五日 衆議院會議録第十三号 議長の報告

一、去る十二日大野議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

国家地方警察 柴田 達夫
本部総務部長

国家地方警察 石井 栄三
本部警務部長

国家地方警察 中川 董治
本部刑事部長

国家地方警察 山口 喜雄
本部警備部長

一、吉田内閣総理大臣から大野議長宛、去る十二日議長において承認した柴田達夫外三名を去る十三日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る十一日農林委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 平川 篤雄君 (理事平川篤雄君去る八日委員辞任につきその補欠)

一、去る十一日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

人事委員 竹尾 式君

大蔵委員 池田 勇人君

文部委員 白石 正明君

厚生委員 浅沼稻次郎君

運輸委員 愛野時一郎君

電気通信委員 西村 茂生君

鈴木 義男君 福井 勇君

経済安定委員 山口喜久一郎君

懲罰委員 松浦周太郎君

一、去る十一日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

人事委員 白石 正明君

大蔵委員 西村 茂生君

文部委員 竹尾 式君

厚生委員 鈴木 義男君

運輸委員 松浦周太郎君

電気通信委員 池田 勇人君

山口喜久一郎君

浅沼稻次郎君

経済安定委員 福井 勇君

懲罰委員 愛野時一郎君

一、去る十二日経済安定委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 福井 勇君 (理事福井勇君去る十日委員辞任につきその補欠)

一、去る十二日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

運輸委員 佐伯 宗義君

郵政委員 伊東 岩男君

予算委員 永田 亮一君

宮澤 胤男君

一、去る十二日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

運輸委員 伊東 岩男君

郵政委員 佐伯 宗義君

予算委員 栗山長次郎君

清瀬 一郎君

一、去る十三日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 赤松 勇君

法務委員 久野 忠治君

水産委員 赤路 友蔵君

通商産業委員 福田 一君

運輸委員 佐々木秀世君

荒船清十郎君

労働委員 松山 義雄君

建設委員 荒船清十郎君

佐々木秀世君

経済安定委員 福井 勇君

栗山長次郎君

予算委員 一、去る十三日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員 赤路 友蔵君

法務委員 松山 義雄君

水産委員 赤松 勇君

通商産業委員 福井 勇君

運輸委員 荒船清十郎君

佐々木秀世君

労働委員 久野 忠治君

建設委員 佐々木秀世君

経済安定委員 福田 一君

予算委員 永田 亮一君

一、去る十一日議員から提出した議案は次の通りである。

一、去る十一日議員から提出した議案は次の通りである。

一、去る十一日議員から提出した議案は次の通りである。

一、去る十一日議員から提出した議案は次の通りである。

一、去る十一日議員から提出した議案は次の通りである。

一、去る十一日議員から提出した議案は次の通りである。

一、去る十一日議員から提出した議案は次の通りである。

一、去る十一日議員から提出した議案は次の通りである。

一、去る十一日議員から提出した議案は次の通りである。

一、去る十一日議員から提出した議案は次の通りである。

一、去る十一日議員から提出した議案は次の通りである。

一、去る十一日議員から提出した議案は次の通りである。

一、去る十一日議員から提出した議案は次の通りである。

一、去る十一日議員から提出した議案は次の通りである。

一、去る十一日議員から提出した議案は次の通りである。

一、去る十一日議員から提出した議案は次の通りである。

電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律案 (内閣提出第二九号)

電気通信委員会 付託

一、去る十一日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る十一日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

漁船乗組員給与保険法の一部を改正する法律案

一、去る十二日議員から提出した議案は次の通りである。

てん菜生産振興臨時措置法 (野原正勝君外四十一名提出)

米穀の売渡代金に対する所得税の特例に関する法律案 (内藤友明君外二十一名提出)

農林漁業金融公庫法案 (野原正勝君外五十六名提出)

農山漁村電気導入促進法案 (松田鐵藏君外六十二名提出)

一、去る十二日内閣から提出した議案は次の通りである。

一、去る十二日内閣から提出した議案は次の通りである。

一、去る十二日内閣から提出した議案は次の通りである。

一、去る十二日内閣から提出した議案は次の通りである。

一、去る十二日内閣から提出した議案は次の通りである。

一、去る十二日内閣から提出した議案は次の通りである。

一、去る十二日内閣から提出した議案は次の通りである。

一、去る十二日内閣から提出した議案は次の通りである。

一、去る十二日内閣から提出した議案は次の通りである。

一、去る十二日内閣から提出した議案は次の通りである。

一、去る十二日内閣から提出した議案は次の通りである。

一、去る十二日内閣から提出した議案は次の通りである。

一、去る十二日内閣から提出した議案は次の通りである。

一、去る十二日内閣から提出した議案は次の通りである。

一、去る十二日内閣から提出した議案は次の通りである。

一、去る十二日内閣から提出した議案は次の通りである。

一、去る十二日内閣から提出した議案は次の通りである。

一、去る十二日内閣から提出した議案は次の通りである。

一、去る十二日内閣から提出した議案は次の通りである。

一、去る十二日内閣から提出した議案は次の通りである。

一、去る十二日内閣から提出した議案は次の通りである。

一、去る十二日内閣から提出した議案は次の通りである。

一、去る十二日内閣から提出した議案は次の通りである。

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法及び診療エックス線技師法の一部を改正する法律案

一、去る十二日委員会に付託された議案は次の通りである。

一、去る十二日委員会に付託された議案は次の通りである。

一、去る十二日委員会に付託された議案は次の通りである。

一、去る十二日委員会に付託された議案は次の通りである。

一、去る十二日委員会に付託された議案は次の通りである。

一、去る十二日委員会に付託された議案は次の通りである。

一、去る十二日委員会に付託された議案は次の通りである。

一、去る十二日委員会に付託された議案は次の通りである。

一、去る十二日委員会に付託された議案は次の通りである。

一、去る十二日委員会に付託された議案は次の通りである。

一、去る十二日委員会に付託された議案は次の通りである。

一、去る十二日委員会に付託された議案は次の通りである。

一、去る十二日委員会に付託された議案は次の通りである。

一、去る十二日委員会に付託された議案は次の通りである。

一、去る十二日委員会に付託された議案は次の通りである。

一、去る十二日委員会に付託された議案は次の通りである。

一、去る十二日委員会に付託された議案は次の通りである。

一、去る十二日委員会に付託された議案は次の通りである。

一、去る十二日委員会に付託された議案は次の通りである。

一、去る十二日委員会に付託された議案は次の通りである。

一、去る十二日委員会に付託された議案は次の通りである。

一、去る十二日委員会に付託された議案は次の通りである。

一、去る十二日委員会に付託された議案は次の通りである。

一、去る十二日委員会に付託された議案は次の通りである。

一、去る十二日委員会に付託された議案は次の通りである。

一、去る十二日委員会に付託された議案は次の通りである。

一、去る十二日委員会に付託された議案は次の通りである。

一、去る十二日委員会に付託された議案は次の通りである。

一、去る十二日委員会に付託された議案は次の通りである。

一、去る十二日委員会に付託された議案は次の通りである。

一、去る十二日委員会に付託された議案は次の通りである。

一、去る十二日委員会に付託された議案は次の通りである。

母子福祉資金の貸付等に関する法律案(青柳一郎君外二十五名提出)
日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(稲葉次郎君外八名提出)
一、去る十三日内閣から提出した議案は次の通りである。

保安庁職員給与法の一部を改正する法律案

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案

昭和二十七年度分の地方財政平衡交付金の単位費用の特例に関する法律案

中小漁業融資保証法案

造幣局特別会計法等の一部を改正する法律案

一、去る十三日予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

織物消費税法の廃止に伴う特別措置に関する法律案

一、去る十三日委員会に付託された議案は次の通りである。

保安庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)

内閣委員会 付託

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案(内閣提出第二五号)

昭和二十七年年度分の地方財政平衡交付金の単位費用の特例に関する法律案(内閣提出第二六号)

以上三件 地方行政委員会 付託

昭和二十七年十二月十五日 衆議院會議録第十三号 議長の報告

昭和二十七年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律案(坂田英一君外二十五名提出、衆法第一号)

米穀の売渡代金に対する所得税の特例に関する法律案(内藤友明君外十一名提出、衆法第一〇号)

造幣局特別会計法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二八号)

以上三件 大蔵委員会 付託

農林漁業金融公庫法案(野原正勝君外五十六名提出、衆法第一二号)

農林委員会 付託

中小漁業融資保証法案(内閣提出第二七号) 水産委員会 付託

一、去る十三日予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

織物消費税法の廃止に伴う特別措置に関する法律案(境野清雄君外五十四名提出、参法第二号)(予)

通商産業委員会 付託

一、去る十三日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

昭和二十七年産米穀についての超過供出奨励金等に対する所得税の臨時特例に関する法律案(坂田英一君外二十五名提出)

米穀の売渡代金に対する所得税の特例に関する法律案(内藤友明君外十一名提出)

一、去る十三日内閣から次の議案を撤回する旨の申出があつた。

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案

一、去る十一日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

富士山頂の国有土地払下げに関する質問主意書(古屋貞雄君提出)

衆議院會議録第十号中正誤

頁 段 行 誤 正

二〇四 農林省農業 農林省農林 經濟局長 經濟局長

衆議院會議録第十一号中正誤

頁 段 行 誤 正

二六二 三 郷 卿 正

二六七 布告 布石

昭和二十七年十二月十五日 衆議院會議録第十三号

三六

明治二十五年第三重部更部認可

定価 一 冊 十 円
行所 東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局